

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 よくあるお問い合わせ

内容

【支給対象について】	3
Q1 協力金の支給要件を教えてください。	3
Q2 「にいがた安心なお店プロジェクト」認証店とはどのような認証ですか。また、どのように申請したらよいですか。	3
Q3 「にいがた安心なお店プロジェクト」の認証を申請中ですが、午後9時まで時短営業した場合、協力金の対象となりますか。	3
Q4 「にいがた安心なお店プロジェクト」の認証を受けています。通常午後9時までの営業ですが、要請期間中も、通常通りに営業しても協力金の対象になりますか。	3
Q5 本社は県外にありますが、協力金の対象となりますか。	3
Q6 大企業（みなし大企業を含む）や 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）、個人事業主は、協力金の対象となりますか。	4
Q7 「接待を伴う飲食店」と「酒類を提供する飲食店」のどちらに該当しますか。	4
Q8 「酒類を提供する」とはどのような営業形態が対象となりますか。	4
Q9 従前から酒類を提供していない飲食店は、協力金の対象となりますか。	4
Q10 午後10時までの営業時間は変えずに、酒類の提供を停止して営業する場合は協力金の対象になりますか。	4
Q11 従前から酒類を提供していないカラオケ店は、協力金の対象となりますか。	4
Q12 店舗内の飲食スペースのみ時短営業を行い、それ以外は通常営業していた場合、協力金の対象となりますか。	4
Q13 イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、協力金の対象となりますか。	4
Q14 要請の全期間について時短営業しないと協力金の対象になりませんか。	4
Q15 時短営業せず休業した場合、協力金の対象となりますか。	5
Q16 要請期間前から臨時休業していた場合、協力金の対象となりますか。	5
Q17 要請期間前（又は期間中）に廃業しました。協力金の対象となりますか。	5
Q18 営業時間を定めず、客の来店状況に応じて午後8時以降営業している（または、完全予約制で営業している）場合は、協力金の対象となりますか。	5
Q19 午後8時まで営業している店舗が午後7時まで時短営業した場合、協力金の対象となりますか。	5
Q20 午後8時を超えて営業している店舗が、午後8時から午前5時までの間、テイクアウトやデリバリーのみで切り替えて営業する場合、協力金の対象となりますか。	5
Q21 テイクアウトやデリバリーのみで終日営業している店舗は協力金の対象となりますか。	5
Q22 長岡市内で複数店舗を運営していますが、店舗の数だけ協力金が支給されますか。	5

Q23	店舗を新たにオープンしたばかりですが、時短営業した場合、協力金の対象となりますか。	5
Q24	午後8時までの時短営業とは、具体的にどういった状況のことをいいますか。	5
Q25	要請に応じて午後8時までの時短営業をすることとしましたが、あわせて開店時間も早めることにしました。営業時間の長さは従来と変わらない場合でも協力の対象となりますか。(例：午後7時から午前0時⇒午後3時から午後8時など。)	6
Q26	24時間営業の飲食店は、どうすれば協力金の対象となりますか。	6
Q27	百貨店やモールなどにテナントとして入居している店舗は協力金の対象となりますか。	6
Q28	インターネットカフェは協力金の対象になりますか。	6
Q29	ライブハウスは協力金の対象になりますか。	6
Q30	ホテルや旅館内のレストランは協力金の対象となりますか。	6
Q31	ホテルや旅館は協力金の対象になりますか。	6
Q32	社員食堂は対象になりますか。	7
Q33	昨年5月に新型コロナウイルス感染症の影響により、営業終了時間を午後10時から午後8時に変更しました。この場合も協力金の対象になりますか。	7
Q34	要請期間中に定休日があるが、この間は協力したことになりますか。	7
Q35	要請期間中に休業する場合、感染防止対策を実施しなくても協力金の対象になりますか。	7
	【申請について】	7
Q36	どのように申請したらよいですか。	7
Q37	申請の際、必要な書類はありますか。	7
Q38	飲食店営業許可の名義と、協力金の申請名義が異なってもよいですか。	8
Q39	飲食店営業許可が失効していたが協力金の対象となりますか。	8
Q40	国の「月次支援金」と重複して申請できますか。	8
	【協力金の支給について】	8
Q41	協力金はいくら受け取れるのですか。	8
Q42	「1日あたりの売上高」はどのように計算しますか。	9
Q43	「1日あたりの売上高」を計算するときの売上高は、令和元年と令和2年のどちらを使っても良いのですか。	9
Q44	令和2年1月2日以降に開業した場合、どのように計算したら良いのですか。	9
Q45	別の経営者から店舗の経営を引き継いだ(または、個人事業で経営していたが法人化した)場合、引き継ぎ(法人化)前の売上高で計算できますか。	10
Q46	複数施設を経営する場合はどのように計算したらよいのですか。	10
Q47	長岡市と同様に要請がでている新潟市や小千谷市にも店舗があります。新潟市、小千谷の店舗もまとめて申請できますか。	10
Q48	いつから支給されますか。	10

【支給対象について】

Q1 協力金の支給要件を教えてください。

- A1 1. 長岡市内で食品衛生法第52条に定める営業許可を取得している次の施設を運営していること
- ① 接待を伴う飲食店 【具体例】キャバレー、スナック、パブ、キャバクラ 等
 - ② 酒類を提供する飲食店（カラオケ店を含む） 【具体例】居酒屋、レストラン、バー
2. 協力要請の対象期間すべてにおいて、営業時間短縮の要請に全面的に協力いただくこと
- 対象期間：令和3年8月24日（火）0時～9月16日（木）24時
- 要請内容：午前5時から午後8時までの時間短縮営業（酒類の提供は午後7時まで）
- ※新潟県の「にいがた安心なお店応援プロジェクト」認証店（申請中含む）については、午後9時までの営業が認められます。（酒類の提供は午後8時まで）。ただし、従前の営業時間が午後8時を越え午後9時以内の店舗は、午後8時まで（酒類の提供は午後7時まで）となります。
- ※従前から午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は協力要請対象外。
3. 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を実施していること。

Q2 「にいがた安心なお店プロジェクト」認証店とはどのような認証ですか。また、どのように申請したらよいですか。

- A2 新潟県が定めた認証基準に沿って感染対策を講じていただき、調査員の現地確認を経て認証する制度です。申請方法など詳しくは事務局にお問合せください。

■ にいがた安心なお店プロジェクト事務局

電話番号：025-240-5330

受付時間：午前9時15分～午後4時45分まで（平日のみ）



新潟県ホームページ ⇒

Q3 「にいがた安心なお店プロジェクト」の認証を申請中ですが、午後9時まで時短営業した場合、協力金の対象となりますか。

- A3 申請中の場合も、午後9時まで（酒類の提供は午後8時まで）の営業が認められます。なお、要請期間の途中で申請した場合は、その日から申請中として扱います。

Q4 「にいがた安心なお店プロジェクト」の認証を受けています。通常午後9時までの営業ですが、要請期間中も、通常通りに営業しても協力金の対象になりますか。

- A4 認証を受けている場合であっても、従前の営業時間が午後8時を越え午後9時以内の場合は、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮する必要があります。そのため、要請期間中に午後9時まで営業した場合は、対象になりません。

Q5 本社は県外にありますが、協力金の対象となりますか。

- A5 長岡市内に対象施設（店舗）を有し、感染防止対策を含め、協力要請に全面的にご協力いただいた場合には、対象となります。

Q6 大企業（みなし大企業を含む）や 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）、個人事業主は、協力金の対象となりますか。

A6 酒類を提供する飲食店を運営するなど要件を満たせば、協力金の対象となります。

Q7 「接待を伴う飲食店」と「酒類を提供する飲食店」のどちらに該当しますか。

A7 社交飲食店営業許可証（風営法第2条第1項第1号）の取得が必要な営業を行っている場合は「接待を伴う飲食店」となります。それ以外で、飲食店営業許可の取得が必要な営業を行っており、酒類を提供している場合は「酒類を提供する飲食店」となります。

Q8 「酒類を提供する」とはどのような営業形態が対象となりますか。

A8 酒類を器に注いで（または、缶や瓶などを開封して）提供する形態での営業が対象となります。例えば、缶や瓶などを販売し、客が各席でそれを飲食するだけといった形態は「酒類を提供する」にあらず、時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

Q9 従前から酒類を提供していない飲食店は、協力金の対象となりますか。

A9 酒類を提供していない飲食店は、原則として時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。ただし、風営法に基づく営業許可により営業されている「接待を伴う飲食店」は対象となります。

Q10 午後10時までの営業時間は変えずに、酒類の提供を停止して営業する場合は協力金の対象になりますか。

A10 営業時間が短縮されていないため対象外です。

Q11 従前から酒類を提供していないカラオケ店は、協力金の対象となりますか。

A11 酒類を提供していないカラオケ店は時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

Q12 店舗内の飲食スペースのみ時短営業を行い、それ以外は通常営業していた場合、協力金の対象となりますか。

A12 時短要請の対象となる店舗で、飲食スペースが区分されている場合は、そのスペースを時短営業した場合は対象となります。飲食スペースが区分されていない場合は施設全体の時短営業が必要となりますので、酒類を提供する店舗内の一部のスペースのみ時短営業しても、時短営業要請に対応したことにならず協力金の対象となりません。

例) 日帰り温泉の場合、午後8時以降は、区切られている飲食スペースのほか、酒類の自動販売機、持込可能な休憩スペースなどの使用を制限する必要があります。

Q13 イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、協力金の対象となりますか。

A13 イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、「酒類の提供」にはあらず、時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

Q14 要請の全期間について時短営業しないと協力金の対象になりませんか。

A 14 全期間時短営業を実施いただけない場合は対象となりません。時短要請の全期間について時短営業した場合に協力金の対象となります。

Q 15 時短営業せず休業した場合、協力金の対象となりますか。

A 15 時短営業要請の対象となる店舗が、時短営業ではなく休業した場合も協力金の対象となります。

Q 16 要請期間前から臨時休業していた場合、協力金の対象となりますか。

A 16 新型コロナウイルス感染症の影響以後に、短期的、一時的に休業していた場合は対象になります。従前の営業時間、休業時期を確認できる書類を提出いただき、支給要件を満たしているかどうかを審査させていただいた上で支給を決定します。

Q 17 要請期間前（又は期間中）に廃業しました。協力金の対象となりますか。

A 17 要請に応じた営業時間の短縮と言えないため、対象外です。

Q 18 営業時間を定めず、客の来店状況に応じて午後8時以降営業している（または、完全予約制で営業している）場合は、協力金の対象となりますか。

A 18 実態として午後8時から午前5時までの間、営業している場合は対象となりますが、申請の際、営業していたことがわかるものが必要となります。

Q 19 午後8時まで営業している店舗が午後7時まで時短営業した場合、協力金の対象となりますか。

A 19 通常、午後8時から午前5時の間に営業していない店舗は時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

Q 20 午後8時を超えて営業している店舗が、午後8時から午前5時までの間、テイクアウトやデリバリーのみで切り替えて営業する場合、協力金の対象になりますか。

A 20 時短要請の対象となる店舗で、午後8時から午前5時の間、店内営業を行っていないければ、テイクアウトやデリバリーを行っていても協力金の対象となります。

Q 21 テイクアウトやデリバリーのみで終日営業している店舗は協力金の対象になりますか。

A 21 テイクアウトやデリバリーは協力要請の対象外のため、協力金の対象となりません。

Q 22 長岡市内で複数店舗を運営していますが、店舗の数だけ協力金が支給されますか。

A 22 長岡市内に複数店舗を有している場合、要請の対象となる全ての店舗について、時短営業にご協力いただいた場合に限り、支給対象となります。その場合、店舗数に応じて協力金額を算定します。なお、申請にあたっては、時短営業した店舗を一括して申請してください。

Q 23 店舗を新たにオープンしたばかりですが、時短営業した場合、協力金の対象となりますか。

A 23 令和3年8月23日以前から時短営業要請の対象となる店舗をオープンしていて、午後8時から午前5時の間に営業していた実績がある場合、協力金の対象となります。

Q 24 午後8時までの時短営業とは、具体的にどういった状況のことをいいますか。

A 24 午後 8 時には閉店し、お客様がいない状態にあることをいいます。そのため、午後 7 時までに酒類の提供を終了[※]し、午後 8 時に閉店できるよう対応をお願いします。

※午後 7 時までに提供した酒類を、その後にお客様が飲食することは問題ありません。

Q 25 要請に応じて午後 8 時までの時短営業をすることとしましたが、あわせて開店時間も早めることにしました。営業時間の長さは従来と変わらない場合でも協力の対象となりますか。（例：午後 7 時から午前 0 時⇒午後 3 時から午後 8 時など。）

A 25 今回の要請は、午後 8 時から午前 5 時までの営業時間を短縮していただくことが目的です。よって、全体の営業時間を早い時間にシフトするなど、営業時間の長さは変えない場合でも、時短営業要請の対象となる店舗で午後 8 時から午前 5 時までの間の営業を行わなければ、協力金の対象となります。

Q 26 24 時間営業の飲食店は、どうすれば協力金の対象となりますか。

A 26 令和 3 年 8 月 24 日（火）0 時から令和 3 年 9 月 16 日（木）24 時までの間、毎日、午前 5 時から午後 8 時までの範囲で営業を行っていただければ対象となります。

Q 27 百貨店やモールなどにテナントとして入居している店舗は協力金の対象となりますか。

A 27 テナントとして入居している場合も、「接待を伴う飲食店」や「酒類を提供する飲食店」に該当し、従来、午後 8 時から午前 5 時の間に営業を行っている店舗は対象となります。

Q 28 インターネットカフェは協力金の対象になりますか。

A 28 食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、従来、午後 8 時から午前 5 時の間に営業しており酒類の提供を行っていれば対象となります。

Q 29 ライブハウスは協力金の対象になりますか。

A 29 食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、従来、午後 8 時から午前 5 時の間に営業しており酒類の提供を行っていれば対象となります。

Q 30 ホテルや旅館内のレストランは協力金の対象となりますか。

A 30 従来、午後 8 時から午前 5 時の間に営業しており、酒類の提供を行っていれば対象となります。
なお、（協力金は飲食店営業許可書を基準に店舗数を算定します。そのため）同フロアにある複数のレストランに対して、フロアに 1 つある厨房・キッチンについてのみ飲食店営業許可書を取得している場合等は、協力金の申請は 1 店舗の支給となります。

Q 31 ホテルや旅館は協力金の対象になりますか。

A 31 ホテルや旅館が食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、宴会場等において宿泊客以外を対象として、従来、午後 8 時から午前 5 時の間に営業しており酒類の提供を行っていれば対象となります。
（宿泊客のみを対象に宿泊の一環として提供される飲食、ルームサービスは対象外です。）

当該施設において、要請に応じて時短営業を行い、支給要件を満たせば、宿泊営業を行っても支給対象となります。

Q32 社員食堂は対象になりますか。

A32 特定の利用者のみ利用に供する施設は協力金の対象となりません。ただし、社員以外の一般の利用も可能としている場合で、支給要件を満たせば協力金の対象となります。

Q33 昨年5月に新型コロナウイルス感染症の影響により、営業終了時間を午後10時から午後8時に変更しました。この場合も協力金の対象になりますか。

A33 新型コロナウイルス感染症の影響以後に営業時間を早めた場合は対象になります。変更前の営業時間、変更時期を確認できる書類を提出いただき、支給要件を満たしているかどうかを審査させていただきます。いただいた上で支給を決定します。

Q34 要請期間中に定休日があるが、この間は協力したことになりますか。

A34 時短要請に全面的に協力いただいている店舗であれば、定休日であっても協力金を減額することはありません。

Q35 要請期間中に休業する場合、感染防止対策を実施しなくても協力金の対象になりますか。

A35 感染防止対策を実施いただくことも協力金の支給条件となっているため対象外です。

【申請について】

Q36 どのように申請したらよいですか。

A36 申請の受付開始は協力要請期間終了後（令和3年9月17日以降）に公表予定です。

<年間売上高方式の早期受付について>

○売上高方式を選択された事業者は、期間延長前の9月6日（月）までの14日分の協力金の早期申請が可能です。【受付期間：9月7日（火）～16日（木）】

※詳しくは、早期受付用の申請要領をご確認ください。

Q37 申請の際、必要な書類はありますか。

A37 申請にあたっては以下の書類の提出をお願いする予定です。

なお、5月（1回目）の協力金を受給した事業者の内、全ての施設を令和2年度又は令和元年度の年間売上高を用いた「売上高方式」等で算出した事業者が、今回も同様の方式で申請する場合、「特例」として、(3)~(6)が省略できます。詳しくは申請要領をご確認ください。

(1) 申請書

(2) 写真

- ① 施設の外観写真（店舗名が確認できるもの）
- ② 施設の内観写真（入口から店舗内を撮影したもの）
- ③ 酒類を提供していることがわかる写真（メニューの写真など）
- ④ 通常の営業時間がわかる写真（看板、チラシの写真など）
- ⑤ 時短営業を行ったことがわかる写真（告知を行ったHP、店頭ポスターの写真など）
- ⑥ 感染対策を行っていることが確認できる写真
例) アクリル板等の設置、マスク着用推奨、手指消毒の徹底、換気の徹底
- ⑦ 「にいがた安心なお店プロジェクト」の認証を受けている又は申請中であることがわかる写真

(認証ステッカーか申請中ポスターの写真)

- (3) 店舗の前年度または前々年度の飲食部門の売上高がわかるもの
- 〔 法人：法人税の確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書（月別売上高）の控え等
個人：所得税の確定申告書第一表の控え、青色申告決算書（月別売上高）の控え等
共通：売上台帳等の帳簿の写し 〕
- (4) 店舗の今年度の飲食部門の売上高がわかるもの（売上台帳等）
※売上高減少方式で支給額を算定する場合に必要となります。
- (5) 飲食店営業許可の写し（すべての対象店舗）
- (6) 申請者本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証などのいずれかの写し）
※個人事業主のみ必要となります。
- (7) 申請者（法人の場合は法人名義）の銀行口座通帳の写し ※通帳の開いた1.2目ページの写し

Q38 飲食店営業許可の名義と、協力金の申請名義が異なってもよいですか。

A38 協力金の申請者は、原則として、飲食業許可を受けた事業者です。営業許可の名義と協力金の申請名義が異なる場合（営業委託を受けて営業している場合等を含む）は、その理由を証明する書類が必要となります。

Q39 飲食店営業許可が失効していたが協力金の対象となりますか。

A39 失効している場合は対象になりません。令和3年8月23日以前から有効で、かつ時短要請期間の全てを通して有効な許可を受けている場合に対象となります。

Q40 国の「月次支援金」と重複して申請できますか。

A40 月次支援金では、営業時間短縮要請の事業者を給付対象外としています。
協力金の受給の有無にかかわらず、要請対象月が給付対象外になるため、今回の要請対象事業者は、8・9月分の月次支援金を受けることができません。

【協力金の支給について】

Q41 協力金はいくら受け取れるのですか。

A41 施設の事業規模（売上高又は売上高の減少額）によって協力金支給額が異なります。複数施設を経営する場合は、施設ごとに「1施設当たりの支給額」を計算し、足し上げて支給額を計算します。

中小企業等：1施設当たり60万円から480万円

大企業：1施設当たり最大480万円

(1施設当たりの支給額)

		確定申告等に基づく前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		8万3,333円以下 【年間 約3,040万円まで】	8万3,333円超～ 25万円以下	25万円超 【年間 約9,100万円超】
中小企業等	A. 売上高方式	2.5万円/日×24日間	(1日の売上高×0.3)×24日間 ※千円単位に切り上げ	7.5万円/日×24日間
	B. 売上高減少方式	【計算式】 〔(前年または前々年の8～9月の1日あたりの売上高) - (今年の8～9月の1日あたりの売上高)〕 × 0.4 × 24日間		
大企業（売上高減少方式）		【上限額】 「上限20万円/日×24日間」または 「前年または前々年の8～9月の1日当たりの売上高×0.3×24日間」のいずれか低い額		

Q42 「1日あたりの売上高」はどのように計算しますか。

A42 【令和3年8月24日～9月6日分】

「1日あたりの売上高」は、「年間売上高で計算する方法」と、「8月と9月の合計売上高で計算する方法」があります。ただし、「売上高減少額による方法」で協力金額を算出する場合は、「8月と9月の合計売上高で計算する方法」のみとなります。

※対象期間の売上高を、期間の全日数（休業日を含む）で割って算出します。

※売上高は、消費税及び地方消費税を除いた金額としてください。

年間売上高で計算

【計算式】令和元年度の売上高 ÷ 366日

令和2年度の売上高 ÷ 365日

8～9月合計売上高で計算

【計算式】令和元年8月と9月の合計売上高 ÷ 61日

令和2年8月と9月の合計売上高 ÷ 61日

【令和3年9月7日～9月16日分】

上記の「8月と9月の合計売上高で計算する方法」を、9月のみの売上高で計算します。

その他の変更はありません。

年間売上高で計算

【計算式】令和元年度の売上高 ÷ 366日

令和2年度の売上高 ÷ 365日

9月売上高で計算

【計算式】令和元年9月の売上高 ÷ 30日

令和2年9月の売上高 ÷ 30日

Q43 「1日あたりの売上高」を計算するときの売上高は、令和元年と令和2年のどちらを使っても良いのですか。

A43 どちらでも構いません。金額の多い方を選択してください。

Q44 令和2年1月2日以降に開業した場合、どのように計算したら良いですか。

A44 開業日に応じて、以下のとおりとしてください。

【令和3年8月24日～9月6日分】

① 令和2年1月2日～8月24日に開業して白色申告している法人、個人事業主・・・営業開始日から令和2年12月31日までの「1日当たりの売上高」を計算し、「A.売上高による方法」で算出。

② 令和2年1月2日～8月24日に開業して青色申告している法人、個人事業主・・・確定申告書類による「8月9月の売上高」で「1日当たりの売上高」を計算し、「A.売上高による方法」または「B.売上高減少額による方法」で算出。

※「1日当たりの売上高」=8月と9月の合計売上高÷61日（8月9月中に開業した店舗等

も 61 日で割ります。)

③ 令和 2 年 8 月 25 日～令和 3 年 6 月 24 日に開業・・・開店日から令和 3 年 8 月 23 日までの「1 日当たりの売上高」を計算し、「A.売上高による方法」で算出。

④ 令和 3 年 6 月 25 日以降に開店・・・1 施設当たりの支給額は一律 35 万円。

【令和 3 年 9 月 7 日～9 月 16 日分】

① 令和 2 年 1 月 2 日～9 月 7 日に開業して白色申告している法人、個人事業主・・・営業開始日から令和 2 年 12 月 31 日までの「1 日当たりの売上高」を計算し、「A.売上高による方法」で算出。

② 令和 2 年 1 月 2 日～9 月 7 日に開業して青色申告している法人、個人事業主・・・確定申告書類による「9 月の売上高」で「1 日当たりの売上高」を計算し、「A.売上高による方法」または「B.売上高減少額による方法」で算出。

※「1 日当たりの売上高」=9 月の合計売上高÷30 日（9 月中に開業した店舗等も 30 日で割ります。)

③ 令和 2 年 9 月 8 日～令和 3 年 8 月 8 日に開業・・・開店日から令和 3 年 9 月 6 日までの「1 日当たりの売上高」を計算し、「A.売上高による方法」で算出。

④ 令和 3 年 8 月 9 日以降に開店・・・1 施設当たりの支給額は一律 25 万円。

Q45 別の経営者から店舗の経営を引き継いだ（または、個人事業で経営していたが法人化した）場合、引き継ぎ（法人化）前の売上高で計算できますか。

A 45 事業の継続性があると認められる場合に限り、引継ぎ（法人化）前の売上高で計算することができます。

Q46 複数施設を経営する場合はどのように計算したらよいですか。

A 46 施設ごとに「1施設当たりの支給額」を計算し、足し上げて支給総額を計算します。

※申請にあたっては時短営業した全ての店舗をまとめて申請する必要があります。分けて申請することはできません。

Q47 長岡市と同様に要請がでている新潟市や小千谷市にも店舗があります。新潟市、小千谷の店舗もまとめて申請できますか。

A 47 協力金の申請は、店舗が所在する市町村ごとに行ってください。申請方法や申請書類は、市町村ごとに異なりますので各市町村にお問い合わせください。

Q48 いつから支給されますか。

A 48 申請受付後、書類審査等に概ね2週間を要します。支給開始は、9月下旬を予定しています。